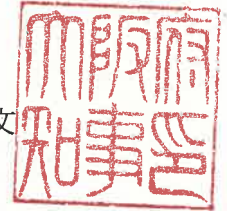


環 保 第 1797 号
令和 7 年 11 月 5 日

大阪府環境審議会
会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



ほう素等 3 項目及び亜鉛の排水基準に係る経過措置について（諮問）

標記排水基準に係る経過措置について、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 103 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）（以下「上乗せ条例」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例において、有害物質のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、両条例に基づく一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に属する事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めています。また、生活環境項目のうち、亜鉛含有量については、上乗せ条例に基づく一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な電気めっき業に属する事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めています。

これらの暫定排水基準は令和 8 年 3 月 31 日をもって適用期限を迎えることから、本経過措置について、貴審議会の意見を求めるものです。